



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 25 日 (水曜日) 号外 第 6 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

| 条 例 | 頁 |
|--|--|
| ○無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する 条例…………… (福祉保健課) 3 | ○宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部 を改正する条例…………… (衛生管理課) 12 |
| ○宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する 条例…………… (医療薬務課) 9 | ○宮崎県における青少年の健全な育成に関する条 例の一部を改正する条例…………… (こども家庭課) 12 |
| ○宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部 を改正する条例…………… (“) 10 | ○宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 の一部を改正する条例…………… (環境管理課) 13 |
| ○地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最 低責任限度額を定める条例…………… (“) 10 | ○宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一 部を改正する条例…………… (山村・木材振興課) 13 |
| ○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一 部を改正する条例…………… (国民健康保険課) 11 | ○宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例…………… (漁村振興課) 14 |
| ○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例…………… (衛生管理課) 11 | ○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する 特別措置に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 14 |
| | ○宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例…………… (監査事務局) 15 |
| | ○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例…………… (警察本部) 15 |

本号で公布された条例のあらまし

◎ 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 (条例第13号)

- 1 制定の理由及び主な内容
社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第14号)

- 1 改正の理由及び主な内容
医師修学資金の貸与を受けた者のキャリア形成を図るため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第15号)

- 1 改正の理由及び主な内容
特定診療科の医師確保と一体的に、研修資金の貸与を受けた者のキャリア形成を図るため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◎ 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例 (条例第16号)

- 1 制定の理由及び主な内容
地方独立行政法人法の改正に伴い、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任について最低責任限度額を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第17号)

- 1 改正の理由及び主な内容
国が定める財政安定化基金拠出率の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
食品衛生法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
青少年を自画撮り被害から守るため、青少年が自ら撮影した児童ポルノ等についてその提供を求める行為を禁止する等、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
浄化槽法の改正に伴い、浄化槽保守点検業者の条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県森林整備加速化・林業再生基金を国庫に返還するため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
漁港施設のさらなる有効活用を図るため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
地方自治法の改正に伴い、内部統制評価報告書の審査に係る着手日を規定するため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

- 1 改正の理由及び主な内容
古物営業法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

条 例

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第13号

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
 - 第2章 基本方針 (第3条)
 - 第3章 設備及び運営に関する基準 (第4条―第32条)
 - 第4章 雑則 (第33条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法 (昭和26年法律第45号。以下「法」という。) 第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第2条第3項第8号の事業を行う施設であって次に掲げる事項を満たすものをいう。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第2項に規定する要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者 (以下この項及び次条において「生計困難者」という。) のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

- ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること (明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)
- イ 入居者の総数に占める生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (以下この項及び第26条において「被保護者」という。) の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。
- ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、かつ、利用料 (居室使用料及び共益費を除く。) を受領してサービスを提供していること (サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準 (同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。) に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。第21条において同じ。）について、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 火災、風水害、地震等（次条において「非常災害」という。）の対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（規模）

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

（サテライト型住居の設置）

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービスの提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下
- (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
- (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を

整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項及び第16条において「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(第15条第3項において「福祉事務所」という。)をはじめとする県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に制限するような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの
- ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法
- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (入退居)
- 第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所をはじめとする県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。
- (利用料の受領)
- 第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。
- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室使用料
- ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
- イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより、無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

(7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

(8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

(9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

(12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(揭示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例（前項ただし書の規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成27年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

(1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。

(2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

(3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。

(5) 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。

(6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

4 前項の建物については、同項第6号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。）に、県内で臨床研修を修了し、かつ、臨床研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が貸与期間の2分の3に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）に達したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。）に、県内で臨床研修を修了し、かつ、指定医療機関において業務に従事した場合において、臨床研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>キャリア形成のための研修等期間</u> <u>キャリア形成のための研修等（修学資金の貸与を受けた者のキャリア形成のために必要な研修等として規則で定めるものをいう。）に要すると認められる期間（当該期間のうちに育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間がある場合は、その期間を除く。）をいう。</u></p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間（5年以内の期間に限る。次条第2項において同じ。）を除く。）に、県内で臨床研修を修了し、かつ、臨床研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が貸与期間の2分の3に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）に達したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 知事は、修学資金の貸与を受けた者がキャリア形成プログラムの適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及びキャリア形成のための研修等期間を除く。）に、県内で臨床研修を修了し、かつ、指定医療機関において業務に従事した場合において、臨床研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例の修学資金の返還の免除に関する規定は、平成31年 4 月 1 日以後に新たに修学資金の貸与を受けた者について適用し、宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成31年宮崎県条例第 9 号。次項において「平成31年改正条例」という。）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同日前日から引き続き修学資金の貸与を受けている者及び同日前に修学資金の貸与を受けていた者の修学資金の返還の免除については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされた者のうち、修学資金の貸与期間が 5 年未満の者の修学資金の返還の免除については、平成31年改正条例による改正前の宮崎県医師修学資金貸与条例第 9 条第 1 項及び第 10 条第 2 項中「貸与期間の 2 倍に相当する期間」とあるのは「貸与期間に 5 年を加えた期間」とする。

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例（平成31年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該研修資金の返還の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 専門研修を修了した日（宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の規定により貸与を受けた者にあつては、同条例第9条第1項に規定する必要勤務期間を終了した日）の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。）に、業務従事期間が貸与期間に相当する期間に達したとき。</p> <p>(2) [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>キャリア形成のための研修等期間</u> <u>キャリア形成のための研修等（研修資金の貸与を受けた者のキャリア形成のために必要な研修等として規則で定めるものをいう。）に要すると認められる期間（当該期間のうちに育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間がある場合は、その期間を除く。）をいう。</u></p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該研修資金の返還の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 専門研修を修了した日（宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の規定により貸与を受けた者にあつては、同条例第9条第1項に規定する必要勤務期間を終了した日）の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及び<u>キャリア形成のための研修等期間（5年以内の期間に限る。）</u>を除く。）に、業務従事期間が貸与期間に相当する期間に達したとき。</p> <p>(2) [略]</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の研修資金の返還の免除に関する規定は、平成31年 4 月 1 日以後に新たに研修資金の貸与を受けた者について適用し、附則第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされた同日前から引き続き研修資金の貸与を受けている者及び同日前に研修資金の貸与を受けていた者の研修資金の返還については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第16号

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号。以下「法」という。）第19条の 2 第 4 項の規定に基づき、県が単独で設立する地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該法人に対する法第19条の 2 第 1 項の損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の最低責任限度額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(損害賠償責任の最低責任限度額)

第2条 法第19条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額は、役員等の基準報酬年額（地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第 486号）第3条の 2 第 1 項に規定する基準報酬年額をいう。）に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額と

する。

- (1) 理事長又は副理事長 6
 (2) 理事 4
 (3) 監事又は会計監査人 2
 (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第17号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (財政安定化基金拠出金の徴収) | (財政安定化基金拠出金の徴収) |
| 第2条 政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>10万分の40</u> とする。 | 第2条 政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>10万分の38</u> とする。 |
| 2～4 [略] | 2～4 [略] |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第18号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第 233号。以下「法」という。）第50条第2項及び第51条並びに食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき、営業（法第4条第7項に規定する営業をいう。以下同じ。）の施設（以下単に「施設」という。）について <u>公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設に係る公衆衛生上の基準並びに食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について定めるものとする。</u> | 第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第 233号。以下「法」という。）第51条及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき、営業（法第4条第7項に規定する営業をいう。以下同じ。）の施設（以下単に「施設」という。）について施設に係る公衆衛生上の基準並びに食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について定めるものとする。 |
| <u>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</u> | (施設に係る公衆衛生上の基準) |
| 第2条 法第50条第2項の規定による施設の内外の清潔保持、 <u>ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、危害分析・重要管理点方式（食品（法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いずに衛生管理を行う場合にあっては別表第1に、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合にあっては別表第1の2によるものとする。</u> | 第2条 法第51条の規定による施設に係る公衆衛生の見地から必要な基準は、 <u>別表第1及び別表第2</u> のとおりとする。 |
| (施設に係る公衆衛生上の基準) | (施設に係る公衆衛生上の基準) |
| 第3条 法第51条の規定による施設に係る公衆衛生の見地から必要な基準は、 <u>別表第2及び別表第3</u> のとおりとする。 | 第2条 法第51条の規定による施設に係る公衆衛生の見地から必要な基準は、 <u>別表第1及び別表第2</u> のとおりとする。 |

2 前項の基準のうち別表第2に定めるものについては、令第35条各号に掲げる営業に係るそれぞれの施設について適用する。
 3 [略]
 第4条・第5条 [略]

2 前項の基準のうち別表第1に定めるものについては、令第35条各号に掲げる営業に係るそれぞれの施設について適用する。
 3 [略]
 第3条・第4条 [略]

別表第1及び別表第1の2を削る。
 別表第2中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表第1とする。
 別表第3中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の食品衛生法施行条例第2条に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準については、令和3年5月31日までは、なお従前の例による。

宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第19号

宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年宮崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (動物愛護管理員) 第16条 知事は、 <u>法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査</u> その他動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。 2 [略] | (動物愛護管理員) 第16条 知事は、 <u>法第37条の3第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</u> 2 [略] |

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第20号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (みだらな性行為及びわいせつの行為の禁止) 第19条 [略] 第19条の2 [略] 第29条 第19条第1項、第19条の2第1項若しくは第2項又は第21条第1号、第3号、第4号若しくは第8号の規定に違反した者は | (みだらな性行為及びわいせつの行為の禁止) 第19条 [略] <u>(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</u> 第19条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。第29条第3項において同じ。）の提供を求めてはならない。 第19条の3 [略] 第29条 第19条第1項、第19条の3第1項若しくは第2項又は第21条第1号、第3号、第4号若しくは第8号の規定に違反した者は |

- 、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 [略]
- 3 第21条第2号若しくは第5号から第7号まで又は第24条の9の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 4・5 [略]
- 6 第19条第1項若しくは第2項、第19条の2第1項若しくは第2項、第21条、第24条の3、第24条の6第1項若しくは第2項又は第24条の9の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|----------------------|---|
| (業務の実施等) 第12条 [略] | (業務の実施等) 第12条 [略] |
| 2・3 [略] | <u>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、第3条第2項の登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検業務に関する研修として規則で定めるものを受けさせなければならない。</u> |
| | 3・4 [略] |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間に第3条第3項の更新の登録に係る有効期間が満了する浄化槽保守点検業者に対するこの条例による改正後の宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日から当該有効期間が満了する日までの間は、改正後の条例第12条第2項中「浄化槽管理士に、第3条第2項の登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検業務に関する研修として規則で定めるものを受けさせなければならない」とあるのは、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保のために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない」と読み替えるものとする。

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（処分）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成45年3月31日限り、その効力を失う。</p> | <p>（処分）</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、基金は、その原資として国から交付された補助金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第23号

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>（占用の許可等）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の占用の期間は、<u>1月（工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年）</u>を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> | <p>（占用の許可等）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の占用の期間は、<u>10年</u>を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第24号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第7条 [略]</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。<u>以下「給特法」という。</u>）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）</u></p> <p><u>第8条 教育職員の服務を監督する教育委員会は、給特法第7条第1項に規定する指針を参酌し、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員</u></p> |

の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第25号

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

宮崎県監査委員条例（昭和39年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(決算及び証書類等の審査)</p> <p>第 8 条 法第 233 条第 2 項及び法第 241 条第 5 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項による決算及び証書類等の審査は、審査に付せられた日から 15 日以内に始めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(報告書等の審査)</p> <p>第 8 条 法第 150 条第 5 項による報告書の審査は、審査に付せられた日から 15 日以内に始めるものとする。</p> <p>2 法第 233 条第 2 項及び法第 241 条第 5 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項による決算及び証書類等の審査は、審査に付せられた日から 15 日以内に始めるものとする。</p> <p>3 [略]</p> |

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第26号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第 2 項及び第 4 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(34) [略]</p> <p>(35) 古物営業法第 7 条第 4 項の規定に基づく古物営業許可証の書換え 古物営業許可証書換え手数料</p> <p>(35) の 2～(74) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> | <p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第 2 項及び第 4 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(34) [略]</p> <p>(35) 古物営業法第 7 条第 5 項の規定に基づく古物営業許可証の書換え 古物営業許可証書換え手数料</p> <p>(35) の 2～(74) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> |

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

